

資料 9

その他のコード改正案の概要

資料9

その他のコード改正案

資料9

利用者ガイド

- 陸生コードの利用方法についてのガイド
- 陸生コードの基準は「病原体の早期発見、通報及び管理並びに動物及び動物産品の国際貿易を通じたそのまん延を予防する措置を設定する場合に、加盟国獣医当局によって利用されるものとする (should be used)」と規定
- 第1部から第15部までの説明を記載

資料9

第6.10章 動物に対する抗菌性物質の使用による抗菌剤耐性のリスク分析

- 目的:動物に抗菌性物質を使用することにより生じる耐性の進展に関連した人及び動物に対する衛生リスクを評価及び管理するための、透明性の高い、客観的で科学的に正当な方法を提示すること。
- 「人間以外の物に対する抗菌剤使用に関する食品媒介性抗菌剤耐性の課題(注:食品中の耐性菌の人の衛生に対するリスク評価)に関する指針は、コーデックス委員会の食品媒介性抗菌剤耐性リスク分析ガイドラインが適用される」と規定
- 人の衛生に対するリスク分析及び動物衛生に対するリスク分析で考慮すべき事項を追加、修正又は削除

資料9

第8.X章 ブルセラ・アボルタス、メリテンシス及びスイスの感染症

- 「第11.2章 牛ブルセラ病」「第14.1章 山羊及び緬羊のブルセラ病」及び「第15.3章 豚ブルセラ病」を統合し、一本化
- 動物種ごとに清浄国・地域・群の要件を規定

	ワクチン非接種 清浄国・地域	ワクチン接種 清浄国・地域	清浄国・ 地域	ワクチン非接種 清浄群	ワクチン接種 清浄群	清浄群
ウシ科動物	○	○		○	○	
緬山羊	○	○		○	○	
ラクダ科動物			○	○		
シカ科動物			○	○		
豚						○

第X.X章 流行性出血病ウイルス感染症

- イバラキ病が、これに含まれる(流行性出血病ウイルス2型)。
- 同じくヌカカが媒介するブルータングのコードをひな形として作成
- 季節性清浄地域(ヌカカの発生がない季節のみ清浄地域として扱う地域)の条件及びそこ由来の動物・畜産物等の輸入条件を削除